

兵庫県公報

令和8年9月30日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

監査委員公告

- 令和6年度包括外部監査の結果に係る措置結果について 1

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

令和7年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が令和8年9月1日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和8年9月30日

兵庫県監査委員

高 永 徹
村 岡 真夕子
佐 藤 良 憲
花 岡 正 浩

令和8年9月30日付け包括外部監査報告に係る措置

令和6年度包括外部監査テーマ：福祉部所管の少子・子育て施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について

指摘事項及び意見に対する措置状況

区分	措置済	対応中	未着手	不措置	合計
指摘事項	11	0	0	0	11
意見	42	1	0	0	43

1. 福祉部 児童家庭課

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<事業名等>一時保護所措置費事業 【意見11】一時保護所のあり方について 一時保護所においては、可能な限り家庭的な環境の提供が求められ、基本的に原則個室対応とすべきである。しかし、老朽化が進む現行の一時保護所での個室化には限界があるため、早期に建替えや移転を含む具体的な改善計画の策定等を進めていくことが望まれる。また、新設される一時保護所と効果的な連携を図れるような体制についても早急に整備することが望まれる。	対応中	現在、有識者による中央こども家庭センターの今後のあり方検討委員会を設置し、個室対応を含む課題や論点の整理を行い、令和8年度の早期に委員会として提言をまとめるべく、施設のあり方の検討を進めているところである。 中央こども家庭センターと新設した川西こども家庭センターの一時保護所の連携については運用ルールを明確にし、適切な連携を図っている。